

2021年 7月19日 号

発行 建交労福島県農林支部
福島市渡利字岩崎町 39-9
Tel 【024】 521-2810
Fax 【024】 522-8023

農林支部ニュース

長崎地裁じん肺と認定！しかし国は控訴！！

3月の支部ニュースでお伝えしました、じん肺遺族補償不支給取消訴訟ですが、6月21日、長崎地裁は患者原告勝訴の判決を出しました。

この裁判は、建交労長崎分会のじん肺・続発性気管支炎で労災療養を受けていた組合員がじん肺・間質性肺炎で死亡し、遺族4名が遺族補償申請をしたところ、「特発性非特異性間質性肺炎」とし、原因がわからない、じん肺とは関係ない、との理由で長崎労基署が不支給決定をし、その後、審査請求、再審査請求をしましたが棄却され、遺族が国の行政決定の取り消しを求めて平成28年に長崎地裁におこしたものです。

この判決は、不支給決定という国の行政決定を覆した大変画期的な判決となります。要請ハガキを通じた運動などが裁判所を動かした結果です。組合員の皆さんにも裁判所への要請ハガキにご協力いただきありがとうございました。

支部は判決後、国に対して控訴を断念するよう要請するFAXを送る取り組みにも協力し、全国から送られたFAX総数は1914通に達しました。しかし！国は7月5日、原告の思いを踏みにじり、福岡高等裁判所に控訴しました。控訴審でも勝利できるよう取り組んでいきたいと思います。今後も組合員の皆さん、ご協力をお願いします。

建設アスベスト訴訟

最高裁は国と建材メーカーの責任を確定

5月17日、最高裁は国と建材メーカーの責任を認める判決を出しました。労働者だけではなく一人親方に対する国の責任も認められました。それにともない救済法が国会審議で6月9日に成立しました。

救済法の内容は、1975年10月から2004年9月まで屋内建設作業に従事していた方、1972年10月から1975年9月までにアスベストの吹き付け作業に従事していた方で、アスベストが原因の中皮腫や肺がんなどになった方とその遺族が対象となります。厚生労働省も電話相談窓口を設けています。(労働保険相談ダイヤル:0570-006031 平日8:30~17:15)

救済基金の内容や申請方法の詳細はまだ不明ですが、もしまわりにアスベストについて不安を持っている方がおりましたら、一度、組合にご相談ください。



～各種署名のご協力ありがとうございます。～

- ・「津島原発訴訟公正な判決を求める署名(福島地裁あて)」
- ・「原発事故公正な判決を求める署名(最高裁あて)」
- ・「なくせ公害、守ろう地球環境署名」

それぞれ約170筆集まりました。ご協力ありがとうございました。



今後の予定

- 7月15日(木) 福島労働局要請
- 7月21日(水) 全国トンネルじん肺根絶闘争本部「第15回総会」
- 7月22日(木) 祝日移動で、「海の日」
- 7月23日(金) 祝日移動で、「スポーツの日」

※7月22日～25日は祝日の移動により事務所は休みになります。

- 7月29日(木) 労職部会総会(ZOOM参加)